

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧 及び省略可能な書類（年金関係手続）

（R元. 10.30時点）

内閣官房 番号制度推進室

内閣府 大臣官房 番号制度担当室

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R. 10. 30時点）

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令 の条項 | 管理 番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|----|----------------|-------------|----------|---|--|--------------|---|--|---------------|--------------------------------------|-------------|
| 1 | 2 | 2- -10ニ | 2-416 | 全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定（日本年金機構への照会） | 被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続（日本年金機構への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） | 全国健康保険協会 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 2 | 2 | 2- -11ニ | 2-417 | 全国健康保険協会被保険者の被扶養者に係る確認（日本年金機構への照会） | 全国健康保険協会の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（日本年金機構への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） | 全国健康保険協会 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 3 | 2 | 2- -17ニ | 2-420 | 日雇特例被保険者の被扶養者の認定（日本年金機構への照会） | 日雇特例被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続（日本年金機構への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） | 全国健康保険協会 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 4 | 2 | 2- -10ニ | 2-427 | 全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定（国家公務員共済組合連合会への照会） | 被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） | 全国健康保険協会 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 5 | 2 | 2- -10ニ | 2-428 | 全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会） | 被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） | 全国健康保険協会 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 6 | 2 | 2- -10ニ | 2-429 | 全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） | 全国健康保険協会 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 7 | 2 | 2- -11ニ | 2-430 | 全国健康保険協会被保険者の被扶養者に係る確認（国家公務員共済組合連合会への照会） | 全国健康保険協会の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（国家公務員共済組合連合会への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） | 全国健康保険協会 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 8 | 2 | 2- -11ニ | 2-431 | 全国健康保険協会被保険者の被扶養者に係る確認（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会） | 全国健康保険協会の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） | 全国健康保険協会 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 9 | 2 | 2- -11ニ | 2-432 | 全国健康保険協会被保険者の被扶養者に係る確認（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 全国健康保険協会の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） | 全国健康保険協会 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 10 | 2 | 2- -17ニ | 2-439 | 日雇特例被保険者の被扶養者の認定（国家公務員共済組合連合会への照会） | 日雇特例被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） | 全国健康保険協会 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 11 | 2 | 2- -17ニ | 2-440 | 日雇特例被保険者の被扶養者の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会） | 日雇特例被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） | 全国健康保険協会 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 12 | 2 | 2- -17ニ | 2-441 | 日雇特例被保険者の被扶養者の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 日雇特例被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） | 全国健康保険協会 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 13 | 6 | 6- -7ハ | 4-263 | 船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定（日本年金機構への照会） | 船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続（日本年金機構への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） | 全国健康保険協会 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省保険局保険課 |

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R.元.10.30時点）

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令 の条項 | 管理 番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|----|----------------|-------------|----------|--|--|--------------|---|---|--|--------------------------------------|-------------------------|
| 14 | 6 | 6-8ハ | 4-270 | 被扶養者に係る確認（日本年金機構への照会） | 船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（日本年金機構への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） | 全国健康保険協会 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 15 | 6 | 6-7ハ | 4-272 | 船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定（国家公務員共済組合連合会への照会） | 船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） | 全国健康保険協会 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 16 | 6 | 6-7ハ | 4-273 | 船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会） | 船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） | 全国健康保険協会 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 17 | 6 | 6-7ハ | 4-274 | 船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） | 全国健康保険協会 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 18 | 6 | 6-8ハ | 4-281 | 被扶養者に係る確認（国家公務員共済組合連合会への照会） | 船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（国家公務員共済組合連合会への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） | 全国健康保険協会 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 19 | 6 | 6-8ハ | 4-282 | 被扶養者に係る確認（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会） | 船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） | 全国健康保険協会 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 20 | 6 | 6-8ハ | 4-283 | 被扶養者に係る確認（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） | 全国健康保険協会 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 21 | 34 | 22の3-4ロ | 22-149 | 三歳に満たない子を養育する加入者等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出の受理 | 年金額の計算において養育特例を適用するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 日本私立学校振興・共済事業団 | 市町村長 | 文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室 |
| 22 | 34 | 22の3-4ロ | 22-152 | 三歳に満たない子を養育する加入者等の標準報酬月額の特例を受ける場合の申出の受理 | 年金額の計算において養育特例を適用するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 日本私立学校振興・共済事業団 | 市町村長 | 文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室 |
| 23 | 34 | 22の3-4ロ | 22-155 | 三歳に満たない子を養育する加入者等の標準報酬月額の特例を受ける場合の申出の特例の受理 | 年金額の計算において養育特例を適用するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 日本私立学校振興・共済事業団 | 市町村長 | 文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室 |
| 24 | 34 | 22の3-4ハ | 22-166 | 退職共済年金の決定の請求の確認 | 退職共済年金（経過的職域加算額）の支給額を決定するための手続 | 55 | 雇用保険法による給付の支給に関する情報 | なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。） | 日本私立学校振興・共済事業団 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室 |
| 25 | 34 | 22の3-4ハ | 22-451 | 退職共済年金の額の改定の請求の確認 | 退職共済年金の支給を受けるための手続 | 55 | 雇用保険法による給付の支給に関する情報 | なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。） | 日本私立学校振興・共済事業団 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室 |
| 26 | 34 | 22の3-4ハ | 22-483 | 雇用保険の基本手当等を受けることとなったときの退職共済年金の支給停止の届出の確認 | 退職共済年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続 | 55 | 雇用保険法による給付の支給に関する情報 | なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。） | 日本私立学校振興・共済事業団 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室 |
| 27 | 35 | 22の4-1-2ロ | 24-114 | 老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構） | 老齢厚生年金の支給を日本年金機構から受けるための手続 | 57 | 雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報 | 雇用保険被保険者証 | 厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会） | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働省年金局事業管理課 |

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 10. 30時点）

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令 の条項 | 管理 番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|----|----------------|-------------|----------|---|---|--------------|---|-----------------------------|--|-------------------|---------------------------------|
| 28 | 35 | 22の4-1-2口 | 24-141 | 老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由 由該当届（雇用保険法による失業給付 （基本手当）を受給している場合）の受理・ 審査・通知（日本年金機構） | 老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法に よる失業給付を受ける場合に、併給調整 を行うための手続 | 57 | 雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用 継続基本給付金の支給に関する情報 | 雇用保険受給資格者証 | 厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会） | 厚生労働大臣（職 業安定局） | 厚生労働省年金局事 業管理課 |
| 29 | 35 | 22の4-1-2口 | 24-142 | 老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由 由該当届（雇用保険法による高年齢雇用 継続給付を受給している場合）の受理・ 審査・通知（日本年金機構） | 老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法に よる高年齢雇用継続給付を受ける場合 に、併給調整を行うための手続 | 57 | 雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用 継続基本給付金の支給に関する情報 | 高年齢雇用継続給付支給決定通知書 | 厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会） | 厚生労働大臣（職 業安定局） | 厚生労働省年金局事 業管理課 |
| 30 | 35 | 22の4-4-1 | 24-416 | 三歳に満たない子を養育する被保険者等 の給付算定基礎額の計算の特例を受ける 場合の申出の受理（日本私立学校振興・ 共済事業団） | 年金額の計算において養育特例を適用す るための手続（日本私立学校振興・共済 事業団） | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会） | 市町村長 | 文部科学省高等教育 局私学部私学行政課 私学共済室 |
| 31 | 35 | 22の4-4-1 | 24-419 | 三歳に満たない子を養育する被保険者等 の標準報酬月額の特例を受ける場合の申 出の受理（日本私立学校振興・共済事業 団） | 年金額の計算において養育特例を適用す るための手続（日本私立学校振興・共済 事業団） | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会） | 市町村長 | 文部科学省高等教育 局私学部私学行政課 私学共済室 |
| 32 | 35 | 22の4-4-1 | 24-422 | 三歳に満たない子を養育する被保険者等 の標準報酬月額の特例を受ける場合の申 出の特例の受理（日本私立学校振興・共 済事業団） | 年金額の計算において養育特例を適用す るための手続（日本私立学校振興・共済 事業団） | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会） | 市町村長 | 文部科学省高等教育 局私学部私学行政課 私学共済室 |
| 33 | 35 | 22の4-2-2ホ | 24-575 | 養育期間標準報酬月額特例申出書の受理 （国家公務員共済組合連合会） | 養育期間標準報酬月額特例を受けるため の手続（国家公務員共済組合連合会） | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会） | 市町村長 | 財務省主計局給与共 済課 |
| 34 | 35 | 22の4-2-2ハ | 24-591 | 老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査 ・通知（国家公務員共済組合連合会） | 老齢厚生年金の支給を受けるための手続 （国家公務員共済組合連合会） | 57 | 雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用 継続基本給付金の支給に関する情報 | 雇用保険被保険者証 | 厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会） | 厚生労働大臣（職 業安定局） | 財務省主計局給与共 済課 |
| 35 | 35 | 22の4-2-2ハ | 24-619 | 老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由 由該当届（雇用保険法による失業給付 （基本手当）を受給している場合）の受理・ 審査・通知（国家公務員共済組合連合 会） | 老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法に よる失業給付を受ける場合に、併給調整 を行うための手続（国家公務員共済組合 連合会） | 57 | 雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用 継続基本給付金の支給に関する情報 | 雇用保険被保険者証 | 厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会） | 厚生労働大臣（職 業安定局） | 財務省主計局給与共 済課 |
| 36 | 35 | 22の4-2-2ハ | 24-620 | 老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由 由該当届（雇用保険法による高年齢雇用 継続給付を受給している場合）の受理・ 審査・通知（国家公務員共済組合連合 会） | 老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法に よる高年齢雇用継続給付を受ける場合 に、併給調整を行うための手続（国家公 務員共済組合連合会） | 57 | 雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用 継続基本給付金の支給に関する情報 | 雇用保険被保険者証 | 厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会） | 厚生労働大臣（職 業安定局） | 財務省主計局給与共 済課 |
| 37 | 35 | 22の4-3-1 | 24-739 | 養育期間標準報酬月額特例申出書の受理 （地方公務員共済組合又は全国市町村職 員共済組合連合会） | 養育期間標準報酬月額特例を受けるため の手続（地方公務員共済組合又は全国市 町村職員共済組合連合会） | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会） | 市町村長 | 総務省自治行政局公 務員部福利課 |
| 38 | 35 | 22の4-3-2ハ | 24-752 | 老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査 ・通知（地方公務員共済組合又は全国 市町村職員共済組合連合会） | 老齢厚生年金の支給を受けるための手続 （地方公務員共済組合又は全国市町村職 員共済組合連合会） | 57 | 雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用 継続基本給付金の支給に関する情報 | 雇用保険被保険者証 | 厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会） | 厚生労働大臣（職 業安定局） | 総務省自治行政局公 務員部福利課 |

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 10. 30時点）

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令 の条項 | 管理 番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|----|----------------|----------------------|----------|---|---|--------------|---|---------------------------------------|--|---------------|-------------------------|
| 39 | 35 | 22の4-3-2ハ | 24-781 | 老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会） | 老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会） | 57 | 雇用保険法による基本手当若しくは高齢年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報 | 雇用保険受給資格者証 | 厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会） | 厚生労働大臣（職業安定局） | 総務省自治行政局公務員部福利課 |
| 40 | 35 | 22の4-3-2ハ | 24-782 | 老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による高齢年齢雇用継続給付を受給している場合）の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会） | 老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による高齢年齢雇用継続給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会） | 57 | 雇用保険法による基本手当若しくは高齢年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報 | 雇用保険受給資格者証 | 厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会） | 厚生労働大臣（職業安定局） | 総務省自治行政局公務員部福利課 |
| 41 | 35 | 22の4-1-1 | 24-895 | 養育期間標準報酬月額特例申出書の確認（日本年金機構） | 養育期間標準報酬月額特例を受けるための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会） | 市町村長 | 厚生労働省年金局事業管理課 |
| 42 | 35 | 22の4-4-2ハ | 24-902 | 老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団） | 老齢厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団） | 57 | 雇用保険法による基本手当若しくは高齢年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報 | 雇用保険被保険者証、雇用保険受給資格者証又は高齢年齢継続給付支給決定通知書 | 厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会） | 厚生労働大臣（職業安定局） | 文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室 |
| 43 | 35 | 22の4-4-2ハ | 24-912 | 老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団） | 老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続（日本私立学校振興・共済事業団） | 57 | 雇用保険法による基本手当若しくは高齢年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報 | 雇用保険受給資格者証 | 厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会） | 厚生労働大臣（職業安定局） | 文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室 |
| 44 | 35 | 22の4-4-2ハ | 24-913 | 老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による高齢年齢雇用継続給付を受給している場合）の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団） | 老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による高齢年齢雇用継続給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続（日本私立学校振興・共済事業団） | 57 | 雇用保険法による基本手当若しくは高齢年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報 | 高齢年齢雇用継続給付支給決定通知書 | 厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会） | 厚生労働大臣（職業安定局） | 文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室 |
| 45 | 41 | 24の4- - | 29-148 | 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知 | 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続 | 55 | 雇用保険法による給付の支給に関する情報 | 雇用保険受給資格者証 | 国家公務員共済組合連合会 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 財務省主計局給与共済課 |
| 46 | 41 | 24の4- - | 29-149 | 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による高齢年齢雇用継続給付を受給している場合）の受理・審査・通知 | 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者が雇用保険法による高齢年齢雇用継続給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続 | 55 | 雇用保険法による給付の支給に関する情報 | 雇用保険受給資格者証 | 国家公務員共済組合連合会 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 財務省主計局給与共済課 |
| 47 | 48 | 26の3- -4 (26の3- -3口) | 31-126 | 国民年金法による保険料の徴収 | 国民年金法による保険料を日本年金機構が被保険者等から徴収するための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 厚生労働大臣（日本年金機構） | 市町村長 | 厚生労働省年金局事業管理課 |
| 48 | 48 | 26の3- -4 (26の3- -3口) | 31-128 | 国民年金法による保険料その他徴収金を滞納する者に対する督促及び滞納処分 | 国民年金法による徴収金について日本年金機構が被保険者等に督促及び滞納処分を行うための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 厚生労働大臣（日本年金機構） | 市町村長 | 厚生労働省年金局事業管理課 |
| 49 | 50 | 26の4- -2 | 31-424 | 保険料免除等の申請の処分 | 国民年金保険料の免除等を受けるための手続 | 55 | 雇用保険法による給付の支給に関する情報 | 雇用保険受給資格者証 | 厚生労働大臣（日本年金機構） | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働省年金局事業管理課 |
| 50 | 48 | 26の3- -3イ | 31-426 | 保険料免除等の申請の処分（継続免除） | 国民年金保険料の継続免除等を受けるための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 厚生労働大臣（日本年金機構） | 市町村長 | 厚生労働省年金局事業管理課 |
| 51 | 48 | 26の3- -3ロ | 31-427 | 保険料免除等の申請の処分（継続免除） | 国民年金保険料の継続免除等を受けるための手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 厚生労働大臣（日本年金機構） | 市町村長 | 厚生労働省年金局事業管理課 |
| 52 | 50 | 26の4- -2 | 31-430 | 学生等の保険料納付の特例に係る処分 | 国民年金保険料の学生納付特例を受けるための手続 | 55 | 雇用保険法による給付の支給に関する情報 | 雇用保険受給資格者証 | 厚生労働大臣（日本年金機構） | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働省年金局事業管理課 |
| 53 | 48 | 26の3- -3イ | 31-431 | 保険料納付の免除勧奨 | 国民年金保険料の免除を勧奨する手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 厚生労働大臣（日本年金機構） | 市町村長 | 厚生労働省年金局事業管理課 |
| 54 | 48 | 26の3- -3ロ | 31-432 | 保険料納付の免除勧奨 | 国民年金保険料の免除を勧奨する手続 | 1 | 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項 | 住民票の写し | 厚生労働大臣（日本年金機構） | 市町村長 | 厚生労働省年金局事業管理課 |
| 55 | 50 | 26の4- -2 | 31-433 | 保険料納付の免除勧奨 | 国民年金保険料の免除を勧奨する手続 | 55 | 雇用保険法による給付の支給に関する情報 | 雇用保険受給資格者証 | 厚生労働大臣（日本年金機構） | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働省年金局事業管理課 |

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 10. 30時点）

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令 の条項 | 管理 番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|----|----------------|-------------------|----------|---|--|--------------|---|---|---------------------------|--------------------------------------|---------------------|
| 56 | 50 | 26の4- 1 | 31-436 | 法定免除の非該当動奨 | 国民年金保険料の法定免除非該当届の動奨する手続 | 15 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報 | 生活保護受給証明書 | 厚生労働大臣（日本年金機構） | 都道府県知事等 | 厚生労働省年金局事業管理課 |
| 57 | 48 | 26の3- 4（26の3- 3イ） | 31-437 | 国民年金法による保険料の徴収 | 国民年金法による保険料を日本年金機構が被保険者等から徴収するための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 厚生労働大臣（日本年金機構） | 市町村長 | 厚生労働省年金局事業管理課 |
| 58 | 48 | 26の3- 4（26の3- 3イ） | 31-438 | 国民年金法による保険料その他徴収金を滞納する者に対する督促及び滞納処分 | 国民年金法による徴収金について日本年金機構が被保険者等に督促及び滞納処分を行うための手続 | 2 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | 課税証明書 | 厚生労働大臣（日本年金機構） | 市町村長 | 厚生労働省年金局事業管理課 |
| 59 | 50 | 26の4- 2 | 31-441 | 特定事由に係る申出等の特例 | 特定事由に該当することにより国民年金保険料の納付又は免除の特例を受けるための手続 | 55 | 雇用保険法による給付の支給に関する情報 | 雇用保険受給資格者証 | 厚生労働大臣（日本年金機構） | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働省年金局事業管理課 |
| 60 | 60 | 31の4- 2 | 39-205 | 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知 | 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続 | 55 | 雇用保険法による給付の支給に関する情報 | 雇用保険受給資格者証 | 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 総務省自治体局公務員部福利課 |
| 61 | 60 | 31の4- 2 | 39-206 | 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受給している場合）の受理・審査・通知 | 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者が雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続 | 55 | 雇用保険法による給付の支給に関する情報 | 雇用保険受給資格者証 | 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会 | 厚生労働大臣（職業安定局） | 総務省自治体局公務員部福利課 |
| 62 | 62 | 33- 7 | 41-12 | 措置に要する費用の徴収（日本年金機構への照会） | やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続（日本年金機構への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） | 市町村長 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省老健局高齢者支援課 |
| 63 | 62 | 33- 7 | 41-15 | 措置に要する費用の徴収（国家公務員共済組合連合会への照会） | やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） | 市町村長 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省老健局高齢者支援課 |
| 64 | 62 | 33- 7 | 41-16 | 措置に要する費用の徴収（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会） | やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） | 市町村長 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省老健局高齢者支援課 |
| 65 | 62 | 33- 7 | 41-17 | 措置に要する費用の徴収（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） | 市町村長 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省老健局高齢者支援課 |
| 66 | 75 | 40の2- 1 | 56-6 | 認定の請求に係る事実の審査（被用者・非被用者の別の確認） | 受給資格者が児童手当を受給するために必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続 | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） | 市町村長 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室 |
| 67 | 75 | 40の2- 2 | 56-13 | 現況の届出に係る事実の審査（被用者・非被用者の別の確認） | 受給資格者が児童手当を引き続き受給するために必要な審査を市区町村から受けるための手続 | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） | 市町村長 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室 |
| 68 | 76 | 40の3- 1ロ | 57-127 | 被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認の請求の受理（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことを公共職業安定所に確認するよう請求するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。） | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省職業安定局雇用保険課 |

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R. 10. 30時点）

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令 の条項 | 管理 番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった添付書類 | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|----|----------------|--|----------|--|--|--------------|---|---|---------------|--------------------------------------|-----------------|
| 69 | 76 | 40の3- -1口 | 57-128 | 被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認の通知（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことを公共職業安定所に確認するよう請求するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。） | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省職業安定局雇用保険課 |
| 70 | 76 | 40の3- -2 (40の3- -1口) | 57-129 | 受給資格の決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 基本手当を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。） | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省職業安定局雇用保険課 |
| 71 | 76 | 40の3- -3 (40の3- -1口) | 57-130 | 失業の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 基本手当を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。） | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省職業安定局雇用保険課 |
| 72 | 76 | 40の3- -4 (40の3- -1口) | 57-131 | 未支給の失業等給付の請求についての審査（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。） | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省職業安定局雇用保険課 |
| 73 | 76 | 40の3- -2 (40の3- -1口) | 57-132 | 高齢被保険者の受給資格の決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 高齢求職者給付金を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。） | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省職業安定局雇用保険課 |
| 74 | 76 | 40の3- -3 (40の3- -1口) | 57-133 | 高齢受給資格者の失業の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 高齢求職者給付金を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。） | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省職業安定局雇用保険課 |
| 75 | 76 | 40の3- -2 (40の3- -1口) | 57-134 | 短期雇用特例被保険者の受給資格決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 特例一時金を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。） | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省職業安定局雇用保険課 |
| 76 | 76 | 40の3- -3 (40の3- -1口) | 57-135 | 短期雇用特例受給資格者の失業の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 特例一時金を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。） | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省職業安定局雇用保険課 |
| 77 | 76 | 40の3- -2 (40の3- -1口) 40の3- -3 (40の3- -1口) | 57-136 | 日雇労働被保険者に係る資格決定及び失業の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 日雇労働求職者給付金を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。） | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省職業安定局雇用保険課 |
| 78 | 76 | 40の3- -2 (40の3- -1口) 40の3- -3 (40の3- -1口) | 57-137 | 日雇労働求職者給付金の特例に係る資格決定及び失業の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 日雇労働求職者給付金の特例による給付を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。） | 厚生労働大臣（職業安定局） | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 厚生労働省職業安定局雇用保険課 |

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R. 10. 30時点）

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令 の条項 | 管理 番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|----|----------------|--------------------------|----------|---|---|--------------|---|---|-------------------|--|-----------------------------------|
| 79 | 76 | 40の3- -2 (40 の3- -1口) | 57-138 | 教育訓練支援給付金に係る受給資格決定 (日本私立学校振興・共済事業団への照会) | 教育訓練支援給付金を受給資格者が公共 職業安定所から受けるための手続(日本 私立学校振興・共済事業団への照会) | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | なし(本項事務において、申請者が提出すべき 書類は法令には記載されていないため、「国民 年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」に ついては申請者が提出する情報ではないが、年金 関係情報を照会することで適正な事務を行うこ とができる。) | 厚生労働大臣(職業安定 局) | 厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合 | 厚生労働省職業安定 局雇用保険課 |
| 80 | 76 | 40の3- -3 (40 の3- -1口) | 57-139 | 教育訓練支援給付金に係る失業の認定 (日本私立学校振興・共済事業団への照会) | 教育訓練支援給付金を受給資格者が公共 職業安定所から受けるための手続(日本 私立学校振興・共済事業団への照会) | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | なし(本項事務において、申請者が提出すべき 書類は法令には記載されていないため、「国民 年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」に ついては申請者が提出する情報ではないが、年金 関係情報を照会することで適正な事務を行うこ とができる。) | 厚生労働大臣(職業安定 局) | 厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合 | 厚生労働省職業安定 局雇用保険課 |
| 81 | 94 | 47-1-14ホ | 68-227 | 地域支援事業の実施の要件確認(日本年 金機構への照会) | 地域支援事業の各事業を利用者が市町村 から受けるための手続(日本年金機構へ の照会) | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 老齢福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等) | 市町村長 | 厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等 | 厚生労働省老健局介 護保険計画課/振興 課/老人保健課 |
| 82 | 94 | 47-1-17ニ | 68-242 | 地域支援事業の利用料に係る事務(日本 年金機構への照会) | 地域支援事業の利用料を市町村が利用者 から徴収するための手続(日本年金機構 への照会) | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 老齢福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等) | 市町村長 | 厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等 | 厚生労働省老健局介 護保険計画課/振興 課/老人保健課 |
| 83 | 94 | 47- -18ホ | 68-247 | 保険料賦課要件の確認(日本年金機構へ の照会) | 被保険者に保険料を賦課する要件につい て確認する手続(日本年金機構への照 会) | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 老齢福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等) | 市町村長 | 厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等 | 厚生労働省老健局介 護保険計画課/振興 課/老人保健課 |
| 84 | 94 | 47- -22ホ | 68-248 | 特定入所者介護サービス費の支給の要件 確認(日本年金機構への照会) | 市町村が特定入所者介護サービス費の支 給を行うに当たっての要件確認の手続 (日本年金機構への照会) | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 老齢福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等) | 市町村長 | 厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等 | 厚生労働省老健局介 護保険計画課/振興 課/老人保健課 |
| 85 | 94 | 47- -22ホ | 68-249 | 特定入所者介護予防サービス費の支給の 要件確認(日本年金機構への照会) | 市町村が特定入所者介護予防サービス費 の支給を行うに当たっての要件確認の手 続(日本年金機構への照会) | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 老齢福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等) | 市町村長 | 厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等 | 厚生労働省老健局介 護保険計画課/振興 課/老人保健課 |
| 86 | 94 | 47- -22ホ | 68-250 | 特例特定入所者介護サービス費の支給の 要件確認(日本年金機構への照会) | 市町村が特例特定入所者介護サービス費 の支給を行うに当たっての要件確認の手 続(日本年金機構への照会) | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 老齢福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等) | 市町村長 | 厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等 | 厚生労働省老健局介 護保険計画課/振興 課/老人保健課 |
| 87 | 94 | 47- -22ホ | 68-251 | 特例特定入所者介護予防サービス費の支 給の要件確認(日本年金機構への照会) | 市町村が特例特定入所者介護予防サー ビス費の支給を行うに当たっての要件確 認の手続(日本年金機構への照会) | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 老齢福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等) | 市町村長 | 厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等 | 厚生労働省老健局介 護保険計画課/振興 課/老人保健課 |
| 88 | 94 | 47- -4ホ | 68-252 | 高額介護サービス費の支給の要件確認 (日本年金機構への照会) | 市町村が高額介護サービス費の支給を行 うに当たっての要件確認の手続(日本年 金機構への照会) | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 老齢福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等) | 市町村長 | 厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等 | 厚生労働省老健局介 護保険計画課/振興 課/老人保健課 |
| 89 | 94 | 47- -6ホ | 68-253 | 高額介護予防サービス費の支給の要件確 認(日本年金機構への照会) | 市町村が高額介護予防サービス費の支給 を行うに当たっての要件確認の手続(日 本年金機構への照会) | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 老齢福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等) | 市町村長 | 厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等 | 厚生労働省老健局介 護保険計画課/振興 課/老人保健課 |
| 90 | 94 | 47- -23ホ | 68-254 | 旧措置入所者に対する施設介護サービ ス費の支給の要件確認(日本年金機構へ の照会) | 旧措置入所者に対する施設介護サービ ス費の支給の要件を確認する手続(日本 年金機構への照会) | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 老齢福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等) | 市町村長 | 厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等 | 厚生労働省老健局介 護保険計画課/振興 課/老人保健課 |
| 91 | 94 | 47- -23ホ | 68-255 | 旧措置入所者に対する特定入所者介護 サービス費の支給の要件確認(日本年金 機構への照会) | 旧措置入所者に対する特定入所者介護 サービス費の支給の要件を確認する手続 (日本年金機構への照会) | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 老齢福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等) | 市町村長 | 厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等 | 厚生労働省老健局介 護保険計画課/振興 課/老人保健課 |
| 92 | 94 | 47- -22ホ | 68-256 | 特定入所者介護サービス費の支給の要件 確認(国家公務員共済組合連合会への照 会) | 市町村が特定入所者介護サービス費の支 給を行うに当たっての要件確認の手続 | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 老齢福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等) | 市町村長 | 厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等 | 厚生労働省老健局介 護保険計画課 |
| 93 | 94 | 47- -22ホ | 68-257 | 特定入所者介護サービス費の支給の要件 確認(地方公務員共済組合又は全国市町 村職員共済組合連合会への照会) | 市町村が特定入所者介護サービス費の支 給を行うに当たっての要件確認の手続 | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 老齢福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等) | 市町村長 | 厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等 | 厚生労働省老健局介 護保険計画課 |
| 94 | 94 | 47- -22ホ | 68-258 | 特定入所者介護サービス費の支給の要件 確認(日本私立学校振興・共済事業団へ の照会) | 市町村が特定入所者介護サービス費の支 給を行うに当たっての要件確認の手続 | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 老齢福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等) | 市町村長 | 厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等 | 厚生労働省老健局介 護保険計画課 |
| 95 | 94 | 47- -22ホ | 68-259 | 特定入所者介護予防サービス費の支給の 要件確認(国家公務員共済組合連合会へ の照会) | 市町村が特定入所者介護予防サービス費 の支給を行うに当たっての要件確認の手 続 | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 老齢福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等) | 市町村長 | 厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等 | 厚生労働省老健局介 護保険計画課 |
| 96 | 94 | 47- -22ホ | 68-260 | 特定入所者介護予防サービス費の支給の 要件確認(地方公務員共済組合又は全国 市町村職員共済組合連合会への照会) | 市町村が特定入所者介護予防サービス費 の支給を行うに当たっての要件確認の手 続 | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 老齢福祉年金額等を示す書類(国民年金証書、 年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定 通知書等) | 市町村長 | 厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等 | 厚生労働省老健局介 護保険計画課 |

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 10. 30時点）

| 項番 | 事務番号 (別表第二) | 主務省令 の条項 | 管理 番号 | 事務手続名 | 手続の概要 | 特定個人 情報番号 | 特定個人情報名 | 左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類 | 情報照会者 機関種別 | 情報提供者 機関種別 | 担当課室名 |
|-----|----------------|-------------|----------|--|---|--------------|---|--|--------------------|--------------------------------------|-------------------|
| 97 | 94 | 47- 22ホ | 68-261 | 特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 市町村が特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続 | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等） | 市町村長 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等 | 厚生労働省老健局介護保険計画課 |
| 98 | 94 | 47- 22ホ | 68-262 | 特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認（国家公務員共済組合連合会への照会） | 市町村が特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続 | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等） | 市町村長 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等 | 厚生労働省老健局介護保険計画課 |
| 99 | 94 | 47- 22ホ | 68-263 | 特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会） | 市町村が特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続 | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等） | 市町村長 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等 | 厚生労働省老健局介護保険計画課 |
| 100 | 94 | 47- 22ホ | 68-264 | 特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 市町村が特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続 | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等） | 市町村長 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等 | 厚生労働省老健局介護保険計画課 |
| 101 | 94 | 47- 22ホ | 68-265 | 特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認（国家公務員共済組合連合会への照会） | 市町村が特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続 | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等） | 市町村長 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等 | 厚生労働省老健局介護保険計画課 |
| 102 | 94 | 47- 22ホ | 68-266 | 特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会） | 市町村が特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続 | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等） | 市町村長 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等 | 厚生労働省老健局介護保険計画課 |
| 103 | 94 | 47- 22ホ | 68-267 | 特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認（日本私立学校振興・共済事業団への照会） | 市町村が特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続 | 64 | 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 | 老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等） | 市町村長 | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等 | 厚生労働省老健局介護保険計画課 |
| 104 | 106 | 53- 1へ | 81-5 | 奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の家計支持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査） | 奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続 | 53 | 国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報 | 年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） | 独立行政法人日本学生支援機構 | 国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者 | 文部科学省高等教育局学生・留学生課 |
| 105 | 120 | 59の3- 1ル | 98-47 | 特定医療費の支給認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会） | 特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会） | 52 | 国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報 | 年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） | 都道府県知事又は指定都市の長（難病） | 国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省健康局難病対策課 |
| 106 | 120 | 59の3- 2ル | 98-53 | 特定医療費の支給認定の変更（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会） | 指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会） | 52 | 国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報 | 年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） | 都道府県知事又は指定都市の長（難病） | 国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 厚生労働省健康局難病対策課 |